

令和3年1月22日

住宅局安心居住推進課

## サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業 及び住まい環境整備モデル事業の説明会を開催します！

～本日受付開始、2月19日から3月12日までオンラインで開催～

国土交通省では、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」をはじめ、令和3年度当初予算案に盛り込まれた支援制度の内容や変更点（拡充等）について、2月19日から3月12日まで専用WEBサイトにて動画等を配信する形式により、説明会を開催します。本日より、参加申込受付を開始します。

### 1. 説明会（WEB配信）概要

国土交通省では、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、「スマートウェルネス住宅等推進事業」により支援しています。（事業内容は別紙参照）

- (1) 対象者：介護・福祉・医療関係団体、不動産関係団体・大家、居住支援系団体、NPO法人、地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）等
- (2) 期間：2月19日（金）から3月12日（金）まで
- (3) 実施方法：説明会専用WEBサイトにて説明動画、資料等を配信
- (4) 主な内容：1. サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要（延長・拡充・見直し）  
2. セーフティネット住宅改修事業の概要（拡充）  
3. 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業の概要（拡充）  
（上記3事業の説明動画を全て視聴する場合、所要90分程度）
- (5) 参加費：無料
- (6) 参加方法：事前に参加申込みが必要です。サービス付き高齢者向け住宅整備事業HP（<http://www.koreisha.jp/service/>）を参照のうえ、申込みをお願いします。後日WEBサイト接続用のID等を送信します。
- (7) 説明資料：同事業HPにて公開（説明動画の配信終了後も公開予定）

### 2. 参加申込み・問い合わせ先

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」等説明会事務局

メール(参加申込専用)：[moushikomi302@mx1.ksknet.co.jp](mailto:moushikomi302@mx1.ksknet.co.jp)

電話：03-5805-2971

※ 制度等の具体的内容は当初予算等の成立後に決定するため、内容に変更があり得ることをご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 下村、係長 柳田

TEL:03-5253-8111(内線39857,39856) 03-5253-8952(直通) FAX:03-5253-8140

# スマートウェルネス住宅等推進事業

令和3年度当初予算案: 230億円  
(国会審議を経て成立)

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備及び子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対して支援。

## ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

※事業期間を5年間延長(令和3年度～令和7年度)

○サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10 (上限 70・120・135万円/戸※)  
改修 1/3 (上限 195万円/戸等) ※床面積等に応じて設定  
既設改修※ 1/3 (上限 10万円/戸)

【高齢者生活支援施設※】 新築 1/10 (上限1,000万円/施設)  
改修 1/3 (上限1,000万円/施設)

※既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事

※新築の場合は、介護関連施設(デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等)、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。

## ② セーフティネット住宅改修事業(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施

補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設 等

対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事 等

## ③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

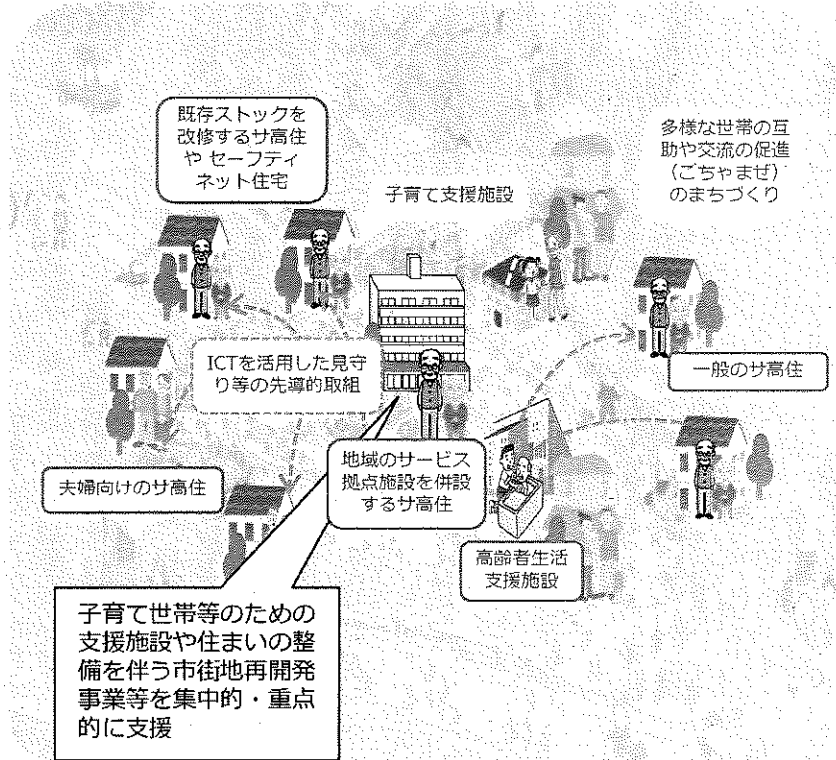
補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

## ④ 地域生活拠点型再開発事業

○子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)

補助対象: 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費



下線部は令和3年度予算における見直し・拡充事項